

2023年4月1日



# 酌井社会保険労務士事務所

**事務所・サービス案内**

酌井社会保険労務士事務所



# 事務所概要



事務所名

酌井社会保険労務士事務所

代表者名

酌井 敦史

所在地

三重県伊勢市御園町新開900-5

エリア

三重県南勢地域を拠点とした三重県全域  
オンラインにて全国対応可能

サイト

<https://sr-meguria.com/>

設立

2018年11月

# 事務所について

## ご挨拶

事務所代表の、酌井敦史と申します。

人事労務とは人に関することから、ご相談は多種多様であり、日々の経営の中で求められる「その時点」での答えもまた多種多様です。

当事務所は、そのような多岐にわたるお悩みやお困り事、誰に相談したら良いかわからないことまで、いつでも気軽に相談できる事務所です。

得意分野である労働法務・給与計算業務を中心に、採用から退職までトータルな支援を行っております。お客さまのボトルネックを外し、企業発展のため本業に専念できるように尽力いたします。

どうぞよろしくお願いたします。



# こんなお悩みありませんか？

毎月定例の給与計算に、大きな手間と時間がかかっている。

煩雑な行政手続事務手続きが負担になって、事業に専念できない。

求人募集をしても応募が来ない。  
雇用しても定着率が悪い。

就業規則の作成や、助成金の申請を行いたい。



# サービス一覧

---

## 当事務所の業務内容

- (1) 給与計算代行
- (2) 労働・社会保険の手続
- (3) 人事労務相談顧問
- (4) ハローワーク求人コンサルティング
- (5) 就業規則及び各種規定の作成・変更・監修
- (6) 助成金コンサルティング

こちらに記載されていない業務に関するご相談についてもお気軽にお問い合わせください。



## (1) 給与計算代行

複雑で時間のかかる給与計算を、安心して手放していただくことができます。

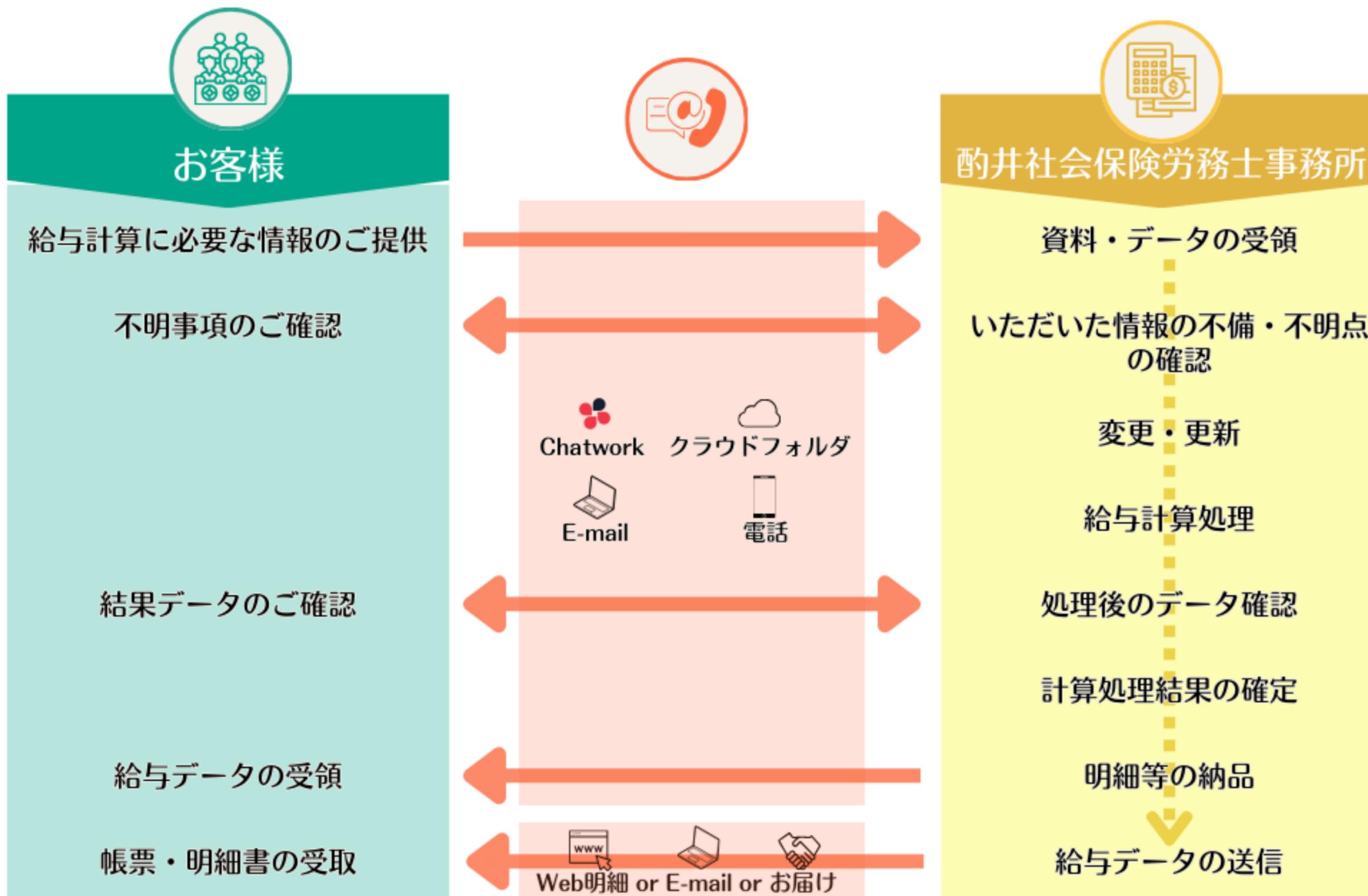


1. 社外で給与情報処理を行うため、給与額など個人情報の漏れを防ぐ。
2. 毎月の給与計算業務の時間を効率化。
3. 頻繁な法改正に対応。
4. 専門家の立場で給与を確認。
5. 賞与や昇給に関するご相談に対応。
6. 未払い賃金の発生防止や労基法に違反しないよう、コンプライアンス対策も合わせてご支援。

人事労務のスペシャリストが担当しますので、給与計算から見えてくる労務問題をいち早く発見し、アドバイスや改善提案をさせていただくことが可能です。



# (1) 給与計算代行



## (2) 労働・社会保険の手続

社員の方々の入社から退社まで、煩雑な行政手続事務の代行をいたします。



1. 労働保険、社会保険の新規加入手続
2. 労働保険料の年度更新、社会保険の定時決定等会社の年間定例実務に関する手続
3. 社員の入社、退社、異動にまつわる手続
4. その他各種手続また、これからの事業の発展につながる、働きやすい職場環境の構築から労務管理のサポートまでをフルサポート

面倒で生産性の低い間接業務を一括してお任せいただけます。

社会保険労務士が正確に手続きを行うことで、社員に安心感を与えることができます。



### (3) 人事労務相談顧問

経営者の方や人事・労務担当者から寄せられる、あらゆるご相談に対応いたします。



1. 経営に伴う人事・労務政策に関するご相談
2. 紛争予防策の立案
3. 労働組合との交渉への参与
4. 労働法務相談・労務コンプライアンスへのアドバイス
5. 法改正に関する研修や社員の皆さんの年金相談など

労働法実務に精通した社会保険労務士が経営者の身近な労務アドバイザーとなり、経営労務に関するご相談の受付と対応策・解決策のご提案をさせていただきます。



## (4) ハローワーク求人コンサルティング

当事務所独自のハローワーク求人コンサルティングを実施しております。



ハローワークは1日あたり17万人が利用する日本最大の求人プラットフォームです。

しかも一般の求人広告に比べ非常に低コストで長期間にわたり求人を行うことができ、だれもが簡単に採用特設サイトを持てます。

1. 求人票の作成・及び見直し
2. ハローワークインターネットサービスの活用方法の指導
3. 採用活動における法令遵守のアドバイス
4. 採用後の雇用契約書や規程の作成サポート

当事務所はグループ会社において人材紹介サービスを行っており、その会社で培ったノウハウを活かして求人活動を支援いたします。



## (5) 就業規則及び各種規定の作成・変更・監修

お客様の実情に合わせ、イチから貴社オリジナルの就業規則・社内規定を作成します。



労働関係法令の改正・社会情勢の変化や貴社の状況の変化にも合わせ、定期的に内容の改定・見直しもお手伝いいたします。

### 01 相談

問題点、気になっている点などをお聞きします。  
(会社の規模・従業員数・雇用形態・事業内容など)

### 02 確認

既に就業規則を作成している場合、データあるいはコピーをお持ちいただき、内容をチェックします。

### 03 作成

事業主の方に確認していただき、修正等を行っていきます。

### 04 提出

完成した就業規則を、労働基準監督署に提出します。

### 05 納品

編綴して、お渡しいたします。



## (6) 助成金コンサルティング

日常の助成金情報のご提供や申請手続きの代行  
まで、トータルサポートいたします。



お客様の事業計画に応じて助成金のご提案を行うサービスです。

「もしかしたら当社も…」と思われる場合は、当事務所までご連絡ください。

※当事務所では顧問先様のみ助成金のご支援をさせていただいております。

### 01 相談

ヒアリングを行い、御社に最適な助成金をご提案します。

### 02 確認

助成金申請の準備について、ご説明します。

### 03 作成

計画申請書類の作成・代行を行います。

### 04 申請

支給申請～受給までのサポートを行います。

### 05 請求

助成金ご入金後、成功報酬をご請求させていただきます。



# 報酬料金一覧

## 当事務所の標準報酬料金プラン

### Aプラン（人事労務相談+社会保険手続き+給与計算）

月々定額の顧問料で、人事労務相談、労働・社会保険手続き、給与計算に対応するプランです。

### Bプラン（人事労務相談+社会保険手続き）

人事労務相談と労働・社会保険手続きに対応するプランです。

### Cプラン（人事労務相談）

人事・労務管理をいつでもご相談いただけるプランです。

※その他、スポット業務に関しても承っております。お気軽にお問い合わせください。



# 報酬料金 (Aプラン)

## Aプラン (人事労務相談+社会保険手続き+給与計算)

給与計算や関連手続、人事労務相談まで、まとめて丸投げできます！

ほとんどの作業が「アウトソーシング」されるため、毎月の労力・時間が大幅に削減できます。労働・社会保険手続き、給与計算業務等を代行することで人件費や労務コストが削減でき、貴社の経営の効率化に貢献します。

従業員数	月額基本料金	対象人数加算
50人まで	20,000円	1,500円/人

※51人以上 別途のお見積り

※当事務所にてタイムカードの写しを預かり集計する場合 別途お見積り

- 業務開始時は、初期設定費として月額料金の1か月分が発生します。
- 賞与計算は月額料金の1か月分、年末調整は月額料金の2か月分が発生します。



# 報酬料金 (Bプラン)

## Bプラン (人事労務相談+社会保険手続き)

自社に人事労務の「担当者」がいらっしゃる場合におすすめてです。

複雑な労働保険・社会保険の手続きからトラブル予防まで、総合的な相談や助言、指導を行います。お客様に合わせたサポートを提供し、会社の工数削減や人件費の削減に貢献いたします。

当事務所では社会保険申請・手続きを日常的に行っており、労働・社会保険に関する専門知識を深く習得しているため、様々なケースに対応できます。

時間を有意義に使いたい方はぜひ一度、ご相談ください。

従業員数	月額基本料金	対象人数加算
50人まで	10,000円	1,000円/人

※51人以上 別途のお見積り





# 報酬料金 (Cプラン)

## Cプラン (人事労務相談)

労働・社会保険手続き、給与計算は自社で対応できるお客様におすすめです。  
急遽、社会保険手続き等が必要になった場合は、スポットでの対応も可能です。  
電話、メール、Chatwork、Zoom等、お好みの方法で気軽にご相談頂けます。  
クラウド勤怠ソフトの導入などもお気軽にご相談ください。

従業員数	月額基本料金	対象人数加算
50人まで	5,000円	700円/人

※51人以上 別途のお見積り

# お客様の声ご紹介



## 障がい者施設

Aプランをお願いしています。

事業の拡大が進んでおり、その度に人員面でのアドバイス・処遇改善加算などの人件費に関する相談に乗っていただいたりと、人事労務全般で頼りにしています。

いつもChatworkやZoomで対応していただいております。

助成金にも積極的に関与されており、アドバイスも的確です。

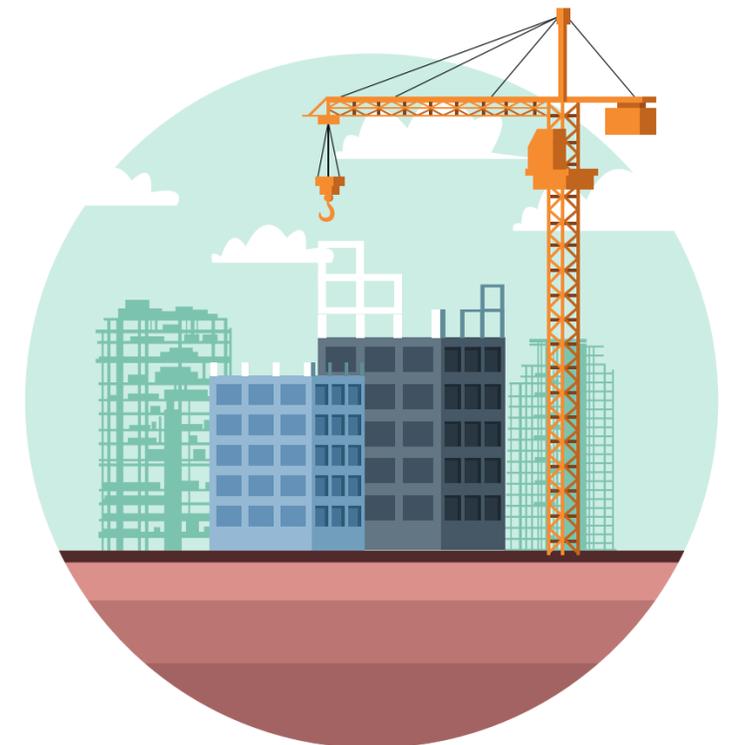
## 一般土木工事業

Bプランをお願いしています。

建設業に明るいため非常に話が早く助かります。

有期事業の手続きなども迅速に対応していただき、すぐに労災保険の番号を教えていただけると助かってます。

みえの働き方改革推進企業の登録といった、各種認定制度のコンサルティングもお任せしています。





## お問い合わせ・ご相談はこちらまで

社会保険労務士：酌井 敦史

電話番号：050-5534-6011

FAX：050-3134-7287

メール：[sr-shakui@outlook.jp](mailto:sr-shakui@outlook.jp)

Chatwork：[sr-shakui\\_01](#)